令和７年度中津市所管社会福祉法人等指導監査
実施方針・実施計画等について

社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人（以下、「社会福祉法人等」という。）に対する指導監査は、社会福祉法に基づき、法人の自主性及び自律性を尊重し、法令、通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的とする。

令和７年度の一般指導監査について、中津市社会福祉法人等指導監査実施要綱第４条第１項の規定に従い実施方針を定める。

１．実施方針

運営状況の良好な社会福祉法人等については、監査の実施の周期を３箇年に１回とする。ただし、法人の運営等に関する問題が発生した場合や、毎年度法人から提出される報告書類の内容等から、当該法人の運営状況に問題があると認められる場合については、監査の実施の周期にかかわらず、必要に応じて指導監査を実施する等適切に対応する。

２．重点項目

社会福祉法に定める運営体制が確保されているかどうかを指導監査の重点事項とし、特に次の事項を確認する。

（１）適正な社会福祉法人運営の確保

ア　役員・評議員の選任手続きが定款の定めに従い行われているか。

イ　役員の報酬が勤務実態に即して支給されているか、報酬規定等を整備した上で支給されているか。

ウ　理事会・評議員会の開催にあたって、必要な手続きを経ているか、出席数を満たしているか。

エ　監事監査が適切に行われているか。監事の資格要件を満たしているか。

オ　基本財産の処分等や担保関係に関する手続きは適切か。

（２）会計処理の適正化

ア　契約手続きが適切に行われているか。

イ　会計処理、現金管理に関する内部牽制体制は確立されているか。

３．年間指導監査実施計画

中津市社会福祉法人等指導監査実施要綱第７条の規定に基づき、令和７年度の年間指導監査実施計画を次のとおり定める。

なお、年度途中に指導監査の必要が認められた法人があるときは、随時、一般指導監査を実施する。また、事由に応じて特別指導監査を実施する。

（１）実　施　時　期

令和７年１０月から令和８年２月の間

（２）監査予定法人数

社会福祉法人　９法人

社会福祉連携推進法人　なし

（３）実 施 方 法 等

ア　対象法人に対して、おおむね１月前までに通知

イ　事前資料の提出（監査日のおおむね１４日前まで）

ウ　社会福祉法人等事務所にて実地監査

（４）監査結果

監査実施後、２～３週間を目途に監査結果の通知を行い、通知後１ヶ月を目途に改善報告書の提出を求める。